

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

女性がその個性と能力を十分に発揮し活躍するとともに、社員全員が仕事と生活を両立させることができ、働きやすい職場環境を作るため、下記のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画時期 2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

2 内 容

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

目標1 育児休業の取得促進を行う

<対策>

- ・育児休業に関連する情報を社内周知することにより、全社員に対して育児休業取得への理解促進を図る。
- ・育児休業取得対象者へ休業制度及び休業中の給付制度等について説明を行い、休業取得への不安や疑問解消に努めることにより、計画期間中に、育児休業の取得状況を次の水準にする。

【女性】 取得率 100%      【男性】 取得率 10%以上

目標2 ワークライフバランス推進及び健康確保のための時間外労働縮減、及び年次有給休暇取得の促進、疲労蓄積の防止を行う

<対策>

- ・ノー残業デー（毎週水曜日）の確実な実施
- ・年次有給休暇の取得促進（計画休暇（年間12日）の取得）
- ・勤務間インターバルの奨励及び促進（インターバル：8～10時間）

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

目標 1 役職全体に占める女性割合を15%以上とする

<取組内容>

- ・課長代理、チームリーダーの社員を対象としたキャリアアップ又は管理職養成のための研修を実施し、キャリア意識の醸成を図る。
- ・管理職を対象に、管理職候補となる部下育成のための研修を実施する。

目標 2 ハラスメント防止研修を年1回以上実施する

<取組内容>

- ・役員・全社員を対象としたハラスメント防止のための研修を実施する。